



参議院議員(埼玉県選出) 大野もとひろ

発行：民主党プレス民主編集部
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-1
TEL03-3595-9988(代表)

編集：参議院議員大野もとひろ事務所
〒332-0017 埼玉県川口市栄町2-1-11-103
TEL048-271-5252 FAX048-271-5200
HP：<http://www.oonomotohiro.jp>



6月20日参議院本会議にて、専門知識に基づき反対討論。

**即戦力!
突破力!
実行中**

日本が直面する諸問題に正面からまつすぐに取り組んでまいります。暑中お見舞い申し上げま

大野元裕



六月二二日、一五〇日間にわたる通常国会が閉会しました。この国会においては、安倍政権の暴走ぶりがますます明白になりました。集団的自衛権を始めとする国民無視の強引な政権運営、法人税引き下げに伴う外形標準課税による中小企業課税強化や株価だけを先行させる目先だけの経済政策、労働法制改悪や年金支給額引き下げに代表される弱い者いじめ、などです。

残念ながら、与党で力を發揮することこそかなわないかったものの、外交・防衛の専門家として大野もとひろ参議院議員は、党内では安全保障総合調査会事務局長やインターネット戦略局长、国際局副局長、さらにはエネルギー総合調査会事務局次長など六つの要職を

兼務しました。国会においても、予算委員会での安倍総理との集団的自衛権に関する激しいやり取りに始まり、本会議最終日での締めくくりの反対討論まで、八面六臂の大活躍でした。

中でも、集団的自衛権をめぐっては、党内の取りまとめ役を担い、二月二七日の「集団的自衛権をめぐる憲法解釈の変更に関する見解」および六月二七日の「政府の一五事例に関する見解」は、自民党を含めたすべての政党の中で最も早い段階で出された党の見解でした。また、意見の対立する集団的自衛権に関し、かつてはまとまらないと言われた民主党議員の意見をすんなり取りまとめたその手腕は、高い評価を受けました。



内閣委員会にて

国会では、真摯な探求心がもたらす専門知識と幅広い視野を背景に、与党を追い込みました。安倍総理との予算委員会でのやり取りでは、「朝鮮半島有事の際に邦人を保護している米艦を守れなくていいのか」と総理の発言を取り上げ、武力攻撃を受けていない米艦を、日本が集団的自衛権行使して守ることは、国際法違反である、と追及したのです。安倍総理は、集団的自衛権は、国連憲章に基づくものであるのに、「国際法との関係について、つまびらかに判断をする立

場にはございません」と答弁しました。しかし、自らの無知を認めない答弁にも限界があり、大野もとひろ議員は予先を変えて外務省を追求した結果、たまらず外務省は、「憲法におきましても、政策といたしましても、国際法を、確立した慣習法を遵守するということでございますので、その範囲で当然やるということだ」と答弁するに至りました。この結果、総理発言の矛盾が明らかになり、追い込まれたのでした。

安倍総理との議論以外でも、集団的自衛権の行使を始めとする安全保障議論では、圧倒的な知識に基づく大野もとひろ議員の主張の前に、閣僚が立ち往生する様子が目につきました。たとえば、外交防衛委員会では、大野もとひろ議員から岸田外務大臣が、安倍総理にきちんと集団的自衛権について教えるように促されてうなずく様子が見られました。

また、集団安全保障措置と国内法に関する措置についての大野もとひろ議員の指摘に対し、小野寺防衛大臣が、きわめて興味深い議論で勉強させていただいた五の事例の内の五例について、技術の進展等も踏まえながら、今後そのような場合に該当するかを引き続き検討していくとした。

また第三に、政府が提示しているケースそのものが不適切なものがあることを重ねて指摘し、新たな提案を行いました。それは例えば、周辺有事の際に退避中の邦人を乗船させた米艦

予算委員会審議にて、 総理の矛盾を指摘

集団的自衛権に関する 「政府の15事例」について、 大野もとひろ議員が 党内で取りまとめた 見解

のです。国際法も詳細に研究する大野もとひろ議員ならではの、安倍総理の無知に対する指摘であつたといえましょう。もちろん、その後、政府の答弁に「米国が攻撃を受けている際に」いう言葉が付け加えられるようになつたのは、言うまでもありません。また、この結果安倍総理は「閣議決定前でも国会で議論いただく」と初めて述べるまで追い込まれたのでした。

集団的自衛権に関する政府は、個別の事例を議論することなく、いつの間にか新三要件なる結論に至つたようですが、大野もとひろ議員が事務局長を務めた安全部の提示した一五の事例を丁寧に議論し、真に国民の生命を守るために集団的自衛権の行使が必要な場合があるかを検討しました。その結果第一に、現状で集団的自衛権を行使しなければ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるケースは、政府の提示した中に含まれていない。

第二に、しかしながら一



政府の15事例に関する見解を取りまとめ報告

大野もとひろ議員の 指摘に対する 政府の反応

国際的な安全保障環境や国内法ばかりが議論されますが、集団的自衛権は、そもそも国際法が授権するも

のです。また、集団安全保障措置と国内法に関する措置についての大野もとひろ議員の指摘に対し、小野寺防衛大臣が、きわめて興味深い議論で勉強させていただいた五の事例の内の五例について、技術の進展等も踏まえながら、今後そのような場合に該当するかを引き続き検討していくとした。

また第三に、政府が提示しているケースそのものが不適切なものがあることを重ねて指摘し、新たな提案を行いました。それは例えれば、周辺有事の際に退避中の邦人を乗船させた米艦

つまり、集団的自衛権行使ありきで、米艦だけを対象とする姑息な手段ではなく、日本人の命を守るという目的に正面から答えられるような、建設的な提案を行つたのです。



議会運営委員会にて厳しく質問

今国会における大野もとひろ議員の活躍は、集団的自衛権の問題だけにとどまりませんでした。昨年の特定秘密保護法の国会審議に際し、大野もとひろ議員は、国家の秘密を守るのは当然ながら、国民の目から隠される情報に関するものである以上、その監視機能を確固たるものとして国民の信を得られるようすべしとの論陣を張りました。この特定秘密保護法は、またしても政府の強引な国会運営の前に強行採決されてしま

が、提出された法案はあまりにお粗末なものでした。衆議院ではあまり多くの議論もなされずに、自民・公明に加えて、みんなの党及び結いの党と維新の会が賛成して採決され、参議院に法案が送られてきました。これに対し、大野もとひろ議員と福山哲郎議員が、この法案の不備を突き、激しく追及しました。大野もとひろ議員は、議員秘書に対するセキュリティ・クリアランスのルールがない以上、秘密監視委員会所属議員が秘書を使つただけで、逮捕される可能性があること、その運用の在り方について

何も想定されておらず、不備なままでは、予算措置すらおぼつかないこと等を指摘し、委員会は大混乱に陥

※セキュリティ・クリアラン

スとは、国家が保持する機密を扱うに相応しいと認められる人物に与えられる証明書

秘密監視委員会設置に 関する議論の危うさと 与党の强行採決

いましたが、今国会では、これに関連する国会法の改正が審議されました。

この国会法の定める国会の秘密監視委員会は、大野もとひろ議員が与野党協議で強く要求してきたのです



本会議にて投票

ました。その結果、与党は、昨年の特定秘密保護法の時と同じように、突如審議を打ち切り、强行採決を行ひ、数の力で言論を封じたのです。

ここに至り、自公に追随してきた野党も、この法案のひどさに気が付き、とうとう態度を翻し、みんなの党が反対、結いの党及び維新の会が棄権に回ったのでした。その後の本会議で大野もとひろ議員が行つた反対討論は、強く与党を批判したものでした。普段は野次のあらしで反論する自公の議員席が静まり返つたのは、きわめて印象的でした。

大野もとひろ議員によれば、国民の生命と安全を守るために、今後も妥協することなく是々非々の態度を貫き、国会の責任を果たすよう努力していくとのことでした。

いましたが、今国会では、これに関連する国会法の改正が審議されました。

この国会法の定める国会の秘密監視委員会は、大野もとひろ議員の追求の前に、稻田担当大臣があり得ないことに、参議院の付帯決議と異なる法案となつてることを認めました。また、大野もとひろ議員はODA特別委員会において理事として、国連や我が国のODA不正を取り上げ、その結果ヴェトナムに対するODAが停止され、あるいは国連のUNOPSから証明と改善の書簡が外務大臣に届けられた等の事例も見られました。



内閣委員会にて質問

幅広い分野にわたり 問題点を指摘！

さらには、国会終盤では、

サイバー・セキュリティ法案が自公主導の議員立法で提出されました。その中身があまりに薄っぺらいものであつたがために、大野もとひろ議員主導の六項目の修正がなされて、衆議院を通過したのでした。



参議院議員「大野もとひろ感謝の集い」のご案内



**■日時 平成26年10月3日(金)
15:30受付 16:30講演会 18:00懇親会**

■会場 『京王プラザホテル』

東京都新宿区西新宿2-2-1 電話 03-3344-0111
JR新宿駅西口下車 徒歩5分。都営大江戸線 都庁前駅B1出口すぐ
京王線・小田急線・地下鉄(メトロ丸の内線・都営新宿線)新宿駅下車 徒歩5分。

■会費 20,000円

*この催しものは、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。

第一部 講演会 (16:30~17:30)

講師 森本 敏 拓殖大学教授・前防衛大臣

「東アジアの安全保障環境について」

第二部 懇親会 (18:00~)

※詳しくは、同封のご案内をご覧ください。

大野もとひろ プロフィール

昭和38年川口市で生まれる。慶應大学法学政治学科卒業、国際大学修士課程(地域研究専攻)財団法人中東調査会などで研究活動のかたわら、テレビ、ラジオのコメントーターを務めてきた。外務省に入省、アラブ5カ国の大蔵省に勤務する。



地元川口市では中小企業を経営し、東京大学、青山学院大学、日本大学等で教壇に立つ。

2010年、参議院埼玉選挙区で初当選。元防衛大臣政務官、元ライオンズクラブ国際協会埼玉県のガバナー。

現在、参議院予算委員会委員、ODA特別委員会理事、内閣委員会委員。頻繁に議員外交を行う。党内では、広報委員会ネット戦略局長に就任。学生時代は、アメフト、柔道に熱中。趣味は音楽、落語。1男2女の父である。祖父は、元川口市長 大野元美。

● 大野もとひろ事務所 ●

〒332-0017 埼玉県川口市栄町2-1-11 ブランズ川口栄町パークフロント103

TEL: 048-271-5252 ホームページ <http://www.oonomotohiro.jp>
FAX: 048-271-5200 E-mail: sangjin.oono@gmail.com